り下げ、同款第一目中第七十三条を第七十四条とし、第七十二条を第七十三条とし、第七十一条を第七十二条とし、同節第一款中第七十条を第七十一条とし、第六十九条を第七十条とし、第六十八条を第六十九条とし、第一章第五節第四款中第六十七条を第六十八条とする。

第六十六条中「第六十三条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第六十三条第二項」を「第六十四条第二項」に改め、第一章第五節第三款中同条を第六十七条とし、第六十三条から第六十五条までを一条ずつ繰り下げ、同節第二款中第六十二条を第六十三条とし、同節第一款中第六十一条を第六十二条とし、第六十条を第六十一条とし、同章第四節中第五十九条を第六十条とし、第五十六条から第五十八条までを一条ずつ繰り下げ、同章第三節中第五十五条を第五十六条とし、第五十四条を第五十五条とし、第五十三条を第五十四条とする。

第五十二条の見出しを「（訟務支援課の所掌事務）」に改め、同条中「訟務支援管理官」を「訟務支援課」に改め、第一章第二節第三款第七目中同条を第五十三条とし、第四十八条から第五十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第四十七条の見出し中「課等」を「課」に改め、同条中「四課及び訟務支援管理官一人」を「五課」に、「租税訟務課」を「租税訟務課
訟務支援課」に改め、同条を第四十八条とする。

第一章第二節第三款第六目中第四十六条を第四十七条とし、第四十三条から第四十五条までを一条ずつ繰り下げ、同款第五目中第四十二条を第四十三条とし、第三十九条から第四十一条までを一条ずつ繰り下げ、同款第四目中第三十八条を第三十九条とし、第三十七条の次に次の一条を加える。

（更生支援管理官の職務）

**第三十八条**　更生支援管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　再犯の防止等（再犯の防止等の推進に関する法律（平成二十八年法律第百四号）第二条第二項に規定する再犯の防止等をいう。次号において同じ。）に関する施策（矯正施設に収容中の者の改善更生及び円滑な社会復帰に関するものに限る。次号において同じ。）に関する基本的な方針の企画及び立案に関すること。

二　再犯の防止等に関する施策に関する地方公共団体及び再犯の防止等に関する活動を行う各種団体との連絡調整に関すること。

附則第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則に次の一項を加える。

（保護局参事官の設置期間の特例）

4　第十二条第一項の保護局に置かれる参事官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第一中「第六十五条」を「第六十六条」に改める。

別表第二中「第六十七条」を「第六十八条」に改める。

別表第三中「第八十五条」を「第八十六条」に改める。

**附　則**

この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の改正規定は、法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）の施行の日（令和二年七月十日）から施行する。

法務大臣　三好　雅子
内閣総理大臣　安倍　晋三

---

文部科学省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第八十一号**

文部科学省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中第三十九号を第四十号とし、第十四号から第三十八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十三号中「第三十一条第七号」を「第三十一条第六号」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十二号を同条第十三号とし、同条第十一号中「第二十六条」を「第二十八条」に改め、同号を同条第十二号とし、同条中第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な計画に関すること。

第五条第十五号中「災害復旧」を「整備」に改める。

第二十四条中「教育改革・国際課」を「調査企画課
教育人材政策課」に、「調査企画課
教育人材政策課」を「教育人材政策課
国際教育課」に改める。

第二十五条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　教育、スポーツ及び文化に係る情報通信の技術の活用に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

第二十五条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成のための教育改革に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

第二十六条を削る。

第二十七条第三号中「教育改革・国際課」を「国際教育課」に改め、同条を第二十六条とし、第二十八条を第二十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（国際教育課の所掌事務）

**第二十八条**　国際教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際理解教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二　海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設及び関係団体が行う教育、海外から帰国した児童及び生徒の教育並びに本邦に在留する外国人の児童及び生徒の学校生活への適応のための指導に関すること。

三　教育の振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るもの並びに高等教育局及び国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

四　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、国際理解教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

五　教育関係職員その他の関係者に対し、国際理解教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

第三十一条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十一条第二号中「災害復旧」を「整備」に改める。

第九十五条中「二人」を「四人」に改める。